コーポレートガバナンス
CORPORATE GOVERNANCE

2026年11月13日
株式会社 Berry
代表取締役社長　中野 裕士
問合せ先：取締役経営管理部長 小山 智士
03-6231-7706
証券コード：681A

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ．コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

１．基本的な考え方

当社は、「あらゆる人が必要な時に必要な医療を受けられる社会を実現する」というパーパスを掲げ、誠実かつ公正な企業活動を通じて社会に貢献することを基本方針としています。経営および業務執行においては、透明性の確保と法令遵守の徹底を重視し、健全で効率的な経営体制の構築を推進しています。
取締役会を中心に、各機関が連携し、経営の適正性と迅速な意思決定を確保しています。また、説明責任と情報開示を通じてステークホルダーとの信頼関係を築き、持続的な企業価値の向上を目指しています。当社は、コーポレート・ガバナンスの強化を重要課題と位置付け、引き続きその実効性向上に努めてまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社はグロース市場への上場を予定しており、コーポレートガバナンス・コードの基本原則を全て実施しております。
コーポレートガバナンス・コード（2021年6月版）に基づき記載しています。

２．資本構成

外国人株式保有比率	10%未満

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
中野　裕士	800,000	19.51
坂田　光央	800,000	19.51
株式会社 SK Management	800,000	19.51
小山　智士	800,000	19.51
松本　壮志	400,000	9.76
DIMENSION2号投資事業有限責任組合	400,000	9.76
西本　強	80,000	1.95
古角　昌彦	20,000	0.49

支配株主（親会社を除く）名	該当事項はありません。

親会社名	該当事項はありません。

補足説明

上記大株主の状況は2026年8月14日現在の株主名簿に基づいて記載しています。

３．企業属性

上場予定市場区分	グロース市場
決算期	5月
業種	精密機器
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

４．支配株主との取引を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

該当事項はありません。

５．その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

該当事項はありません。

Ⅱ．経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

１．機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役会設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	７名以内
定款上の取締役の任期	１年
取締役会の議長	取締役社長
取締役の人数	６名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	２名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	２名

会社との関係(１)

氏名	属性	会社との関係(※１)									
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
佐伯広幸	他の会社の出身者											
松本壮志	他の会社の出身者											○

※１　会社との関係についての選択項目
a.上場会社又はその子会社の業務執行者
b.上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c.上場会社の兄弟会社の業務執行者
d.上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e.上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f.上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g.上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h.上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i.社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j.上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k.その他

会社との関係(２)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
佐伯広幸	○	該当事項はありません。	これまで製薬業界や医療機器業界においての幅広い経験とグローバルな見識を有しており、当社の経営に関して客観的かつ中立的な立場からの的確な助言を頂けるものと判断し、選任しております。また、同氏は、株式会社東京証券取引所の定める独立役員の確保にあたっての判断基準に照らし、当社との間に特別な利害関係は存在しないことから、一般株主との利

			益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員として指定しております。
松本壮志	○	同氏は当社株式を 400,000 株（議決権比率 9.76%）保有しておりますが、当社の主要株主には該当しません。また、同氏が過去に代表取締役社長を務めた株式会社 ALBERT（現アクセンチュア株式会社）は、かつて当社の主要株主でしたが、現在、当社と同社との間に資本関係及び取引関係はありません。	長年にわたる IT 関連業界における豊富な実務経験と、上場会社の経営者としての豊富な経験及び幅広い見識を有しており、当社の経営に関して客観的かつ中立的な立場からの的確な助言を頂けるものと判断し、選任しております。また、同氏が過去に業務執行者を務めた株式会社 ALBERT は 2023 年 3 月以降当社の株主ではなく、現在当社と同社との間に資本関係及び取引関係がないこと、同氏個人の当社株式の保有も主要株主に該当しない水準であることから、一般株主との利益相反が生じるおそれはないと判断し、独立役員として指定しております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	あり

任意の委員会の設置状況、委員構成及び委員長（議長）の属性

報酬委員会に相当する任意の委員会

委員会の名称			報酬委員会			
全委員（名）	常勤委員（名）	社内取締役（名）	社外取締役（名）	社内有識者（名）	その他（名）	委員長（議長）
3	0	1	2	0	0	社内取締役

補足説明

当社は、役員報酬の評価・決定に関する手続きの客観性・透明性を担保することにより、取締役会の監督機能の強化、コーポレート・ガバナンス体制の充実を図るため、取締役会の諮問機関として本委員会を設置することといたしました。本委員会の委員は、社長及び社外取締役により構成し、委員長は社長といたします。

【監査役関係】

監査役会設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4 名以内
監査役の人数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は、会計監査人より品質管理体制、監査計画、職務遂行状況及びその監査結果などについて適宜及び定期的に報告を受け、情報及び意見の交換を行っております。また、監査役は、会計監査人の監査に立ち会うなどして会計監査人の職務の遂行状況を監視し、その結果を監査役会に報告するほか、必要に応じて会計監査人と個別の課題について情報及び意見の交換を行っております。また、監

査役会は、内部監査担当より監査計画、職務遂行状況及びその監査結果などについて適宜及び定期的に報告を受け、情報及び意見の交換を行っております。さらに監査役会、内部監査担当及び会計監査人は、概ね四半期に１回程度会議を行い、相互の監査情報の交換により緊密な連携関係の構築に努めております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	３名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	３名

会社との関係(１)

氏名	属性	会社との関係(※１)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	I	j	k	l	m
平山浩一郎	他の会社の出身者													
古薗考晴	公認会計士													
田中かよ子	弁護士													

※１　会社との関係についての選択項目
a.上場会社又はその子会社の業務執行者
b.上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c.上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d.上場会社の親会社の監査役
e.上場会社の兄弟会社の業務執行者
f.上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g.上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h.上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i.上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j.上場会社の取引先（f、g 及び h のいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k.社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l.上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m.その他

会社との関係(２)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
平山浩一郎	○	該当事項はありません。	複数企業での経営経験に基づき、経営者としての豊富な知識と経験を有しており、独立した客観的な視点より監査役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断し、選任しております。 また、同氏は、株式会社東京証券取引所の定める独立役員の確保にあたっての判断基準に照らし、当社との間に特別な利害関係は存在しないことから、一般株主との利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員として指定しています。
古薗考晴	○	該当事項はありません。	公認会計士の資格及び監査法人での監査実務経験を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであり

			ます。そのため、独立した客観的な視点より監査役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断し、選任しております。 また、同氏は、株式会社東京証券取引所の定める独立役員の確保にあたっての判断基準に照らし、当社との間に特別な利害関係は存在しないことから、一般株主との利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員として指定しています。
田中かよ子	○	該当事項はありません。	ヘルスケア業界においての幅広い経験と、弁護士の資格を有しており、企業法務及び法律に関する相当程度の知見を有するものであります。そのため、独立した客観的な視点より監査役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断し、選任しております。 また、同氏は、株式会社東京証券取引所の定める独立役員の確保にあたっての判断基準に照らし、当社との間に特別な利害関係は存在しないことから、一般株主との利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員として指定しています。

【独立役員関係】

独立役員の人数	5名

その他独立役員に関する事項

独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

業績向上および企業価値向上に対する意欲や士気を高めることを目的として導入しております。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、従業員

該当項目に関する補足説明

業績向上および企業価値向上に対する意欲や士気を高めることを目的として導入しているため、社内取締役及び従業員を対象にしております。

【取締役報酬関係】

開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

報酬等の総額が 1 億円以上の者が存在しないため、個別報酬の開示は行っておりません。取締役及び監査役の報酬等は、それぞれの区分ごとの総額で開示しております。

報酬額又はその算定方法の決定方針の有無	あり

報酬額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社の取締役の報酬等の限度額は、株主総会において決議しております。また、監査役の報酬等の限度額についても別途決議しております。報酬等の額は、当該株主総会にて決議された報酬限度額の範囲内で、経営環境、役位、会社への貢献度、業績等を勘案し、取締役については取締役会の決議により決定し、監査役については監査役会の決議により決定しております。

（取締役報酬）

ａ．固定報酬

業務執行取締役、社外取締役ともに固定報酬のみを支給しており、業績連動報酬は採用しておりません。業務執行取締役の個人別の固定報酬は、当社の業績、当該取締役の職務の内容及び実績を考慮して総合的に決定しております。社外取締役の個人別の固定報酬は、当該取締役の職務の内容及び上場会社一般の水準を考慮して決定しております。上記に係る取締役の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する役職ごとの方針は定めておりません。

ｂ．ストックオプション

業務執行取締役には、中長期の企業価値向上に向けたインセンティブ付与を目的として、ストックオプションを付与しております。個人別の付与数は、当社の業績、当該取締役の職務の内容及び実績を考慮して総合的に決定しております。

（監査役報酬）

監査役の報酬は、取締役の職務執行を監査する独立的な立場であることに鑑み、固定報酬のみとしております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役及び社外監査役をサポートするための専任の担当者は設けておりませんが、経営管理部より取締役会資料を事前配布し、社外取締役が検討する時間を十分に確保するとともに、必要に応じて事前説明・補足説明を実施しております。

２．業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）

a. 取締役会

取締役会は、取締役 6 名（うち社外取締役 2 名）で構成されております。取締役会は、原則として毎月 1 回定時取締役会を開催する他、必要に応じて臨時取締役会を開催しており、取締役会規程に基づき、監査役出席の下、経営及び業務執行に関する重要事項の意思決定等を行う他、業績の進捗状況やその他の報告を行い情報の共有を図っております。

b. 監査役会

監査役会は、常勤監査役（社外監査役）1 名と非常勤監査役 2 名（共に社外監査役）で構成されております。監査役会は原則として毎月 1 回定期的に開催される他、必要に応じて臨時に開催される場合もあります。監査役会では、監査計画の策定、監査実施状況の報告の他、監査役相互の情報共有を図っております。また、監査役は取締役会に出席し、経営全般又は個別案件に関する客観的かつ公正な意見陳述を行うとともに、監査役会で立案した監査方針に従い、取締役の業務遂行に対しての適法性を監査しております。これに加え、常勤監査役は経営会議等の重要な会議に出席しております。

c. 経営会議

経営会議は、社内取締役、常勤監査役、部門長で構成されております。経営会議は、原則として月 2 回開催する他、必要に応じて臨時でも開催しており、取締役会において決定した方針に基づく事業の具体的な運営に関する事項の決定や、取締役会の付議議案に関する事項の協議を行っております。

d. リスク・コンプライアンス委員会

リスク・コンプライアンス委員会は代表取締役社長である中野裕士が委員長を務め、管理管掌取締役である小山智士、各部門長、監査役、内部監査担当、その他出席が必要と認められた者により構成されております。リスク・コンプライアンス委員会は原則として四半期毎に開催されるほか、必要に応じて臨時に開催される場合もあります。リスク・コンプライアンス委員会では、リスク管理体制及びコンプライアンス体制の充実、徹底を図るため、当社のリスク管理に関する方針、体制及び対策に関する事項、リスク防止策の検討等について協議しております。

e. 会計監査人
当社は、和泉監査法人との間で監査契約を締結し、適時適切な監査が実施されております。
f. 内部監査人
当社では、代表取締役社長から命を受けた内部監査責任者が、外部アウトソーシングを活用しながら、内部監査計画に基づき監査を実施し、監査結果は代表取締役社長へ報告するとともに被監査部門に対して業務改善に向けて提言等を行っています。内部監査人と監査役、会計監査人が監査を有効かつ効率的に進めるため適宜情報交換を行っており、効率的な監査に努めております。

３．現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、コーポレート・ガバナンスの強化や業務執行の適正性の確保のためには、監査役及び監査役会が独立した立場から取締役会を監査することが有効であると判断し、監査役会設置会社を選択しております。具体的には、独立した外部の視点からのチェック体制の強化を図るため、監査役 3 名全員が社外監査役となっております。また、取締役会の監督機能の一層の強化を図るとともに、迅速な意思決定や機動的な業務執行を図るため、取締役 6 名のうち 2 名を社外取締役としております。

Ⅲ．株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

１．株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主が議案検討のための時間を十分に確保できるよう、招集通知の早期発送に努めてまいります。
集中日を回避した株主総会の設定	当社は 5 月決算であり、株主総会は 8 月開催となるため、集中日を回避したものとなっていると考えております。また株主総会開催日については、より多くの株主様が出席できるように留意して設定いたします。
電磁的方法による議決権の行使	今後検討すべき事項として考えております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	今後検討すべき事項として考えております。
招集通知(要約)の英文での提供	今後検討すべき事項として考えております。

２．IR に関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社ホームページの IR 専用ページにおいて公表することを検討してまいります。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	個人投資家のニーズに鑑みて今後定期的な開催を検討してまいります。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を実施	本決算および第２四半期決算発表時の年２回開催する方針です。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	上場後の株主構成に占める海外投資家比率を踏まえて、今後検討してまいります。	あり
IR 資料をホームページ掲載	当社ホームページ上の IR 専用ページにて、決算情報、適時 開示情報などの掲載を予定しております。	
IR に関する部署(担当者)の設置	取締役経営管理部長の小山智士を適時開示責任者として、経営管理部を担当部署として設置しております。	

３．ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社は、顧客・株主・社会からの信頼をより一層高め、経営の健全性を確保するため、リスク・コンプライアンス管理規程を定めております。さまざまなステークホルダーの立場を尊重し、事業者としての社会的責任及び使命を自覚しながら、健全な事業活動を推進していく方針としております。
環境保全活動、CSR 活動等の実施	今後検討すべき事項として考えております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社は、投資者が当社の投資価値を的確に判断できるよう、必要な会社情報を適時・適切に開示することを基本姿勢としております。当社の定める「適時開示規程」に則り、当社ホームページの IR ページや決算説明会等を通じて、ステークホルダーに対し積極的な情報開示を行ってまいります。

Ⅳ．内部統制システム等に関する事項

１．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、業務の適正を確保するための必要な体制を整備し、適切に運用していくことが経営の重要な責務であると認識し、「内部統制システムの整備に関する基本方針」を制定しております。

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

・取締役会は、法令・定款・取締役会規程等に基づき、経営に関する重要事項を決定するとともに、取締役の職務執行を監督する。

・監査役は、法令が定める権限を行使するとともに、監査役監査基準等に基づき当社の取締役の職務の執行を監査する。

・役職員が法令・定款を遵守し、健全な社会規範のもとにその職務を遂行するため、リスク・コンプライアンス管理規程を制定する。また、役職員に対し、遵守すべき社会規範、各種法令、当社就業規則並びにその他の諸規程の遵守について周知徹底する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

・取締役の職務執行に係る情報については、法令及び社内規程に基づき保存及び管理を行う。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

・リスク管理体制を構築するための危機管理に関連して、当社に適用する諸規程を定め、平常時からリスクの低減又は危機の未然防止に努めるとともに、重大な危機が発生した場合の即応体制を整備・維持する。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

・毎月１回の定時取締役会及び必要に応じて適宜、臨時取締役会を開催し、重要事項に関し、取締役の職務の執行を適正かつ効率的に行う。また、取締役会にて定められた経営方針に基づき、経営会議にて具体的な施策の実施を図る。

5. 業務の適正を確保するための体制

・業務の適正を確保するため、当社に適用する行動方針として、企業理念・パーパス・コアバリューを示し、これを基礎として、当社で諸規程を定めることとする。

6. 財務報告の信頼性を確保するための体制

・当社は、財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法その他の関係法令等に基づき適切な内部統制の整備とその有効な運用を行う体制を構築するとともに、その体制について適正に機能することを継続的に評価し、必要な是正措置を行うこととする。

7. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びに当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

・監査役がその職務を補助する使用人を置くことを求めた場合は、必要に応じて当社の使用人から監査役の指揮命令に従うスタッフを置くこととし、当該人事に関して監査役会の同意の下に、取締役との意見交換を行い慎重に検討する。

8. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制並びにその他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

・取締役及び使用人は監査役に対して、法定の事項に加え監査役の要請に応じて必要な報告及び情報提供を行う。

・監査役と代表取締役社長、会計監査人及び内部監査人等との定期的な意見交換会を設定する。

9. 監査役へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

・監査役へ報告を行った当社の取締役及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止する旨を内部通報規程に定め、当社の取締役及び使用人に周知徹底する。

10. 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続きその他の当該職務の執行につ

いて生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
・監査役の職務の執行について必要と認められる費用について予算化し、その前払い等の請求があるときは当該請求が適正でない場合を除き、速やかに当該請求に応じる。
11. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況
・反社会的勢力排除のため、反社会的勢力対応規程の定めにおいて、市民社会の秩序や安全に脅威を与え、経済活動の障害となる反社会的勢力とは関係を有しないことを基本方針とする。
・反社会的勢力等の調査実施マニュアル等に照らし合わせ、新規取引先が反社会的勢力でないことを確認するとともに、当社役職員及び既存取引先が反社会的勢力でないことを定期的に確認し、反社会的勢力の排除策を講じている。
・公益財団法人暴力団追放運動推進都民センターに入会し、外部情報の収集や外部団体との連携を強化している。

２．反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、反社会的勢力とは一切の関係を持たず、反社会的勢力からの不当な要求に対しては断固として拒否することを基本方針としています。健全な業務遂行の確保、反社会的勢力の排除および被害防止を目的として、「反社会的勢力対応規程」「反社会的勢力等の調査実施マニュアル」「反社会的勢力等対応マニュアル」を整備し、全役員および全従業員に周知徹底しています。
また、反社会的勢力への対応については、警察、公益財団法人暴力団追放運動推進都民センター、弁護士などの外部専門機関と連携し、組織的に対処できる体制を構築しています。平素より情報収集に努め、迅速かつ適切に対応できるよう備えております。

Ⅴ．その他

１．買収への対応方針の導入の有無

買収への対応方針の導入の有無	なし

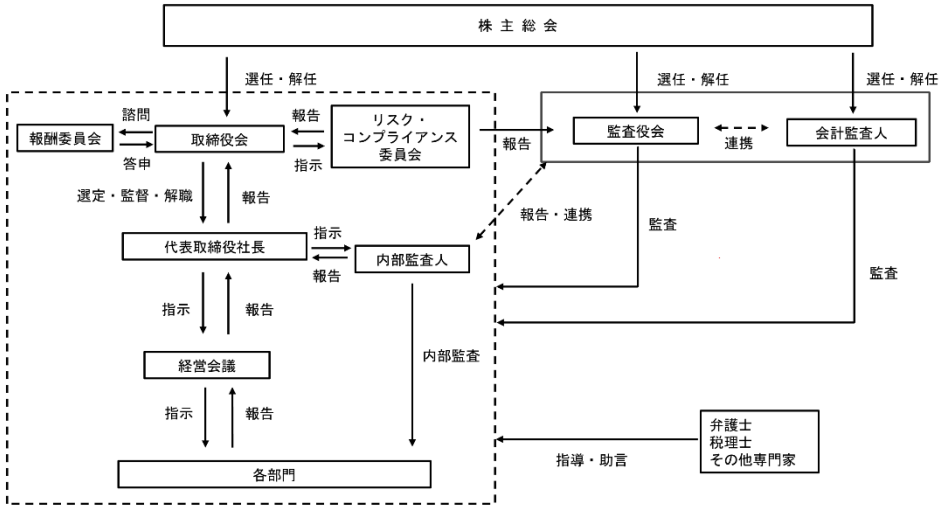
該当項目に関する補足説明

該当事項はありません。

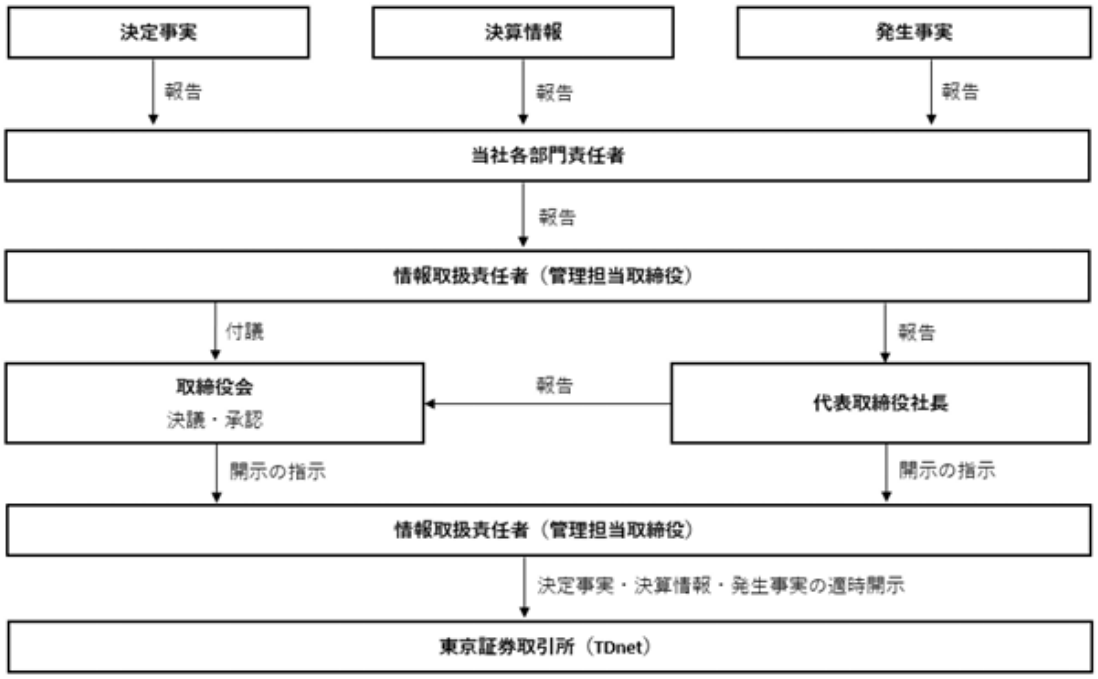
２．その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社のコーポレート・ガバナンス体制及び適時開示手続きに関するフローの模式図を参考資料として添付しております。

【模式図(参考資料)】



【適時開示体制の概要（模式図）】



以上